神石高原町立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

神石高原町教育委員会

≪目次≫

１ 趣旨・目指す姿

（１）趣旨・・・

Ⅰ 趣旨・目指す姿

（1）趣旨

神石高原町教育委員会では、平成31年4月に「学校における働き方改革」を策定して以降、令和 2 年3月に「神石高原町立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定、令和3年4月に「学校における働き方改革取組方針」の策定を行い、いわゆる「教職員の働き方改革」について、一貫して「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標・成果指標に掲げ、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、従前と比較して教職員の超過勤務時間については、経年変化で減少傾向を示し、成果指標である月45時間以内（平均値）に近づいてきている一方で、その超過勤務時間の平均は、校種や個人によって大きな差が見られ、未だに超過勤務時間の長い者が固定化してきている状況にある。

また、不祥事防止の観点からこれまで、町として「個人情報に関わる業務については持ち帰りを行わないこと」と指導してきたこともあり、持ち帰って業務を行わないために結果として超過勤務時間が減少しにくいという現象もみられる。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本町が「目指す姿」の実現に向けて、本実施計画に、より具体的かつ計画的な取組を盛り込むことで、実効性のあるものに改訂するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施企画」として位置付けるものである。

（2）目指す姿

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築することで、全ての子供たちへのよりよい教育を実現する。

2 本町の学校における働き方改革の現状

（1）本方針の成果と課題

令和3年4月に策定した「学校における働き方改革取組方針」において、4つの取組の柱を設定した。その4つの取組ごとに成果と課題を以下のように整理した。

1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
成果	・スクール・サポート・スタッフについては、令和7年度現在で5名を配置。 （うち1名は2校を兼務） ・町教委主催研修については、Web会議システムを活用したり、報告書に変えて研修振り返りに google を活用したりする等、簡素化 ・SSW配置による、支援が必要な子供・家庭への対応
課題	・校務支援システムを活用した校務DX化の推進 ・学校間共通フォルダ等を活用した教材・指導案等の共有化 ・学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進
2 部活動指導に係る教員の負担軽減	
成果	・部活動方針に基づいた、部活動休養日や活動時間の徹底 ・（一部）外部人材を活用した取組
課題	・外部人材を活用した取組の進捗 ・全生徒が部活動に参加するため、全教職員が指導に当たる必要性。 ・町内外部団体等との連携
3 学校における組織マネジメントの確立	
成果	・学校による自律的な業務改善・業務削減による時間外勤務時間の削減 ・管理職研修（主に教頭研修）における「働き方改革」についての研修と情報交流
課題	・教育委員会主導での業務改善・業務削減による時間外勤務時間の削減
4 教職員の働き方に対する意識の醸成	
成果	・「入校・退校記録」の電子化による勤務時間の把握と管理 ・ストレスチェックの全町実施 ・週のうち平日1日の定時退校日の設定 ・夏季休業中等の一斉閉庁日の設定
課題	・教職員のタイムマネジメント意識の醸成 ・定時退校日の退校時刻の徹底

（2）令和5年から令和7年までの目標・成果指標の達成状況

≪目標・成果指標≫

〇長時間勤務の縮減

時間外勤務が月45時間以下を目標とし努力する

（目標の達成に向けた取組を実施することで、学校全体の長時間勤務の縮減も図る）

＊平成31年4月 「学校における働き方改革」 神石高原町教育委員会による

≪達成状況≫

①1箇月時間外在校等時間（年平均）の経年推移（管理監督職を含む）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	40 時間57分	38時間 31 分	36 時間39分
小学校	37時間 46 分	37時間56分	31 時間 23 分
中学校	47 時間34分	52 時間 54 分	45 時間58分

＊令和7年度は、4月～1月までの暫定値

②1年間時間外在校等時間の平均の経年推移（管理監督職を含む）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	472 時間27分	509時間18分	361 時間 01 分
小学校	449時間10分	444時間18分	306 時間 22 分
中学校	514 時間 33 分	634時間48分	458時間 00 分

＊令和7年度は、4 月～1月までの暫定値

③月45時間超教員の割合（年平均）（管理監督職を含む）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	33.7%	20.0%	29.1%
小学校	21.4%	12.5%	14.5%
中学校	59.3%	34.5%	54.8%

＊令和7年度は、4 月～1月までの暫定値

④年間360時間超教員の割合（年平均）（管理監督職を含む）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	71.1%	61.2%	48.8%
小学校	67.9%	50.0%	27.2%
中学校	77.8%	82.8%	67.7%

＊令和7年度は、4 月～1月までの暫定値

（3）令和5年から令和7年までの教職員の「働きがい」に係る意識調査結果

①神石高原町教育委員会不祥事防止対策協議会が実施する、「不祥事防止のための教職員のチェックリスト」における設問の結果推移

【設問】

「自分は、現在の仕事に誇りややりがいを感じている。」

に対し、肯定的な回答をした教職員の割合

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	96.4%	91.0%	97.7%
小学校	100%	96%	98.2%
中学校	89.6%	89.0%	96.8%

（4）令和5年から令和7年までの目標・成果指標の達成状況の分析

①成果

・1 月当たりの時間外在校時間は、各校の努力により、緩やかではあるが、下降傾向にあり、令和7年度には、目標である1月当たり45時間以下を全体として達成できる見込み。

・年間の総時間外在校時間は、各校の努力により、経年で下降している。

・月45時間超教員の割合、年間360時間超教員の割合も、各校の努力により、経年で下降している。

・教職員の「働きがい」に係る意識については、年度により、変動はあるものの、概ね高い数値結果が出ている。定期人事異動もあるため、100%は難しいが、高い数値を維持することで、職場環境づくりにつなげることができている。

②課題

・経年で、いずれの項目も下降傾向にあるものの、依然として、月平均の時間外在校時間、1 年間時間外在校等時間、月45時間超教員の割合、年360時間超教員の割合全てにおいて、広島県立学校と比較して、高い数値である。

・中学校については、いずれの全ての年度において、月45時間、年間360時間を大きく上回る勤務の実態がある。

③課題の要因

【業務量】

・教員の専門性を必要としない業務に従事している状況が考えられる。

・成績処理や進路業務など、時期によって集中する業務がある。

・保護者連携に多くの時間がかかる業務がある。

・中学校については、部活動を全員参加としているため、ほぼすべての教員が部活動指導

を行っている。

・小学校については、町内5校中4校で複式学級編成があり、授業準備も2学年分行う必要がある。

・主任・主事等校務分掌も、少人数の組織であるため、兼任している場合もあり、一人当たりの業務量が大規模校に比べて多く担っている実態がある。

・一人当たりが担っている業務量に偏りがあるため、多くの業務を抱えている者がいる。

・地域との連携が密接な地域であるため、その連携や地域からの依頼に係る時間が他市町と比較して多い。

・町教委からの依頼や取組が多くあり、その対応に時間を要している状況がある。

【職場環境】

・教員が円滑に業務を行うためのICT環境の整備については、概ね整備しているものの、教員が効果的にICTを活用できていない状況がある。

・臨時的任用者等が多く任用されているため、初めて担任する学級担任業務や授業準備などの業務に時間を要している状況がある。

・町全体に時間的制限をかけていないため、時間を意識した働き方のマインドセットが不十分な状況があり、「必要なこと」や「優先順位」の定義が不明瞭な状況がある。

3　目標・期間

（1）目標　　【カッコ内は、令和 7 年度の数値】

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立による児童生徒へのより良い教育の実現を目指し、次のとおり目標を設定する。

①時間外在校等時間に関する目標

・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする　【70.1%】

・1 年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする　【51.2%】

②「働きがい」に関する目標

・「現在の仕事に誇りややりがいを感じている」教員の割合を95%以上で持続する　【97.7%】

＊目標達成に向けて、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教員を早急になくすとともに、町立学校全体で1箇月時間外在校等時間の平均が30時間を下回る状態を堅持する。

（2）期間

令和8年度～令和11年度

＊政府として令和11年度までに教員の 1 箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、本方針の取組期間についても令和11年度までに設定する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

前記3（1）の目標を達成するために、前期2（1）の課題及び、2（4）の分析、さらに、別紙1の本町の実態調査を踏まえ、次の3つの視点で取組を推進する。

①教員の業務量の適正化
②教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
③教員の健康及び福祉の確保に関する取組

推進に当たっては、町立学校全校の総業務量を意識し、町立学校の実態も踏まえ、全体的な業務量の削減に特に注力するとともに、学校又は教員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ、必要な取組を行っていく。

（1）教員の業務量の適正化

①神石高原町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の見直し・改正

≪教育委員会事務局≫

・第16条 休業日の設定の変更による、学年始休業日及び学年末休業日の時間を確保できるように変更する。

・第20条 4項　宿泊を要しない校外学習に係る届（様式第23号）について、町内での校外学習の場合は、作成を不要とし、町外での校外活動のみの作成と変更する。

・第41条 1項　児童生徒数等報告書について、毎月の提出を不要とし変更があった場合のみの提出に変更する。（様式29号）

・各種様式について、公印の押印欄を廃止し、町教育委員会への提出は、電子メールでの提出に変更する。

②神石高原町立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の見直し・改正

≪教育委員会事務局≫

・第 3 条 3項及び 4 項を廃止する。

③学校行事の精選・統合や放課後の活動時間の適切な設定

≪学校≫

・学校行事でカウントする授業時数を年間授業計画の中で明確化し、その範囲の中で実践を行う。

・放課後の活動時間の在り方についての検討を行う。

④勤務時間外に電話対応の必要のない環境の整備

≪教育委員会事務局≫

・電話対応については、「留守番電話機能」や「通話億音機能」、「一定時間でつながらない仕組み（県立学校に倣う）」のいずれかを導入する検討を行う。
・保護者対応については、デジタル技術を活用したツールの導入を検討する。
・保護者、地域に対し、理解を求めるための周知を行う。

⑤部活動

≪教育委員会事務局≫
・神石高原町公立中学校部活動地域展開等協議会を設置し、実情に応じた在り方について検討する。

≪学校≫
・全員部活動参加の体制について、検討する。

⑥学校徴収金

≪教育委員会事務局≫
・学校給食費については、公会計化は行わないが、既に学校で徴収しない仕組み（保護者引き落とし）となっているため、現体制を継続する。

≪学校≫
・学年費等について、私会計による保護者引き落とし等、直接学校が集金しない仕組みの検討を行う。

（2）教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

①日課表の見直しによる児童生徒の登下校時刻の設定

≪学校≫
・日課表の見直し、地域・保護者への説明と理解により、児童生徒の登下校時刻を、教育職員の勤務時間内に設定することの可能性について検討する。

②授業時数の標準化、教育課程の見直し

≪教育委員会事務局≫
・教育課程の各教科等の授業時数について、毎年、「計画」「進行管理表」「実績」で点検するとともに、必要であれば、指導・助言を行う。
・「年間授業計画」の作成及び進行管理、その考え方についての指導・助言を行う。

≪学校≫
・「年間授業計画」を作成し、年間の授業時数を明確にし、それに沿った進行管理を適切に行う。
・週当たりの時数については、基本形を作成するが、年間授業計画の中で、各教科等の授業時数に応じて、時期的負担等も考慮し、弾力的に運用することを検討する。

③デジタル技術を活用した校務の効率化

≪教育委員会事務局≫

・校務支援システムの共同調達による導入を視野に、効率的かつ効果的な提要を図るとともに、AIの効果的な活用について検討する。

・保護者連絡システムを導入する検討を行う。

≪学校≫

・出欠連絡等学校・保護者間の連絡調整業務の効率化を図るため、保護者連絡システムを活用する。

・既存の校務支援システム等を校務への活用方法について検討を行う。

・デジタル技術を活用した情報共有システムの構築と、その責務についてのマインドセットを行う。

④研修の見直し

≪教育委員会事務局≫

・町教育委員会主催研修の回数及び内容について、検討を行う。

・デジタル技術を活用した研修（オンライン・オンデマンド・クラウド等）を検討する。

≪学校≫

・校内研修の回数及び目的等について、その効果を検討する。

⑤勤務時間管理の徹底

≪教育委員会事務局≫

・教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、勤務管理システムを活用して在校等時間を把握するとともに、必要に応じて医療等につなげる。

・全町を挙げて、教職員の勤務時間管理の徹底を図っていくことを、保護者・地域住民へ啓発する。

≪学校≫

・教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、勤務時間管理システムを活用して教職員の在校等時間を遅滞なく把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。

・各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻を1箇月当たりの在校等時間45時間以内を目安に設定し、その徹底を図る。

・適切な児童生徒の登校時刻を設定し、保護者への理解を促し、その徹底を図る。

・週1回以上の教職員の定時退校日の徹底を図る。

⑥業務の平準化・効率化

≪学校≫

・教職員の在校等時間の状況を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないように、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化・効率化を図る。

⑦授業準備、学校行事の準備・運営

≪教育委員会事務局≫

・教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフについて、効率的且つ効果的な配置となるよう広島県に対して働きかけるとともに、スクール・サポート・スタッフによるデジタル技術の活用による教職員の負担軽減を図る。

≪学校≫

・配置されている学校においては、スクール・サポート・スタッフに対して地域の実情から、デジタル技術の活用を図るよう求めていく。

⑧支援が必要な児童生徒・家庭への対応

≪教育委員会事務局≫

・学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築するため、町行政他課と連携する。

≪学校≫

・スクール・カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

⑨調査・統計への回答

≪教育委員会事務局≫

・デジタル技術の活用を推進し、学校の実態を把握したうえで、学校に対する調査・統計等の在り方について検討する。

⑩学校のウェブサイトの作成・管理

≪教育委員会事務局≫

・教職員が誰でも学校のウェブサイトの作成・管理ができるような環境整備の検討を進める。

≪学校≫

・スクール・サポート・スタッフの業務として、ウェブサイトの作成・管理ができるか否かの検討を進める。

（3）教員の健康及び福祉の確保に関する取組

①在校等時間が一定時間を超えた教員の産業医による面接指導の実施

≪教育委員会事務局≫

・1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた全ての教員に対し、産業医による面接指導を実施する。

≪学校≫

・所属校の全ての教員が、1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えないように、業務量・時間管理を行う。

②ストレスチェックの実施

≪教育委員会事務局≫

・セルフケアの充実や正確な集団分析につなげるため、ストレスチェックの受験率向上に取組む。

③心身の健康問題についての相談窓口等の周知

≪教育委員会事務局≫

・メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について、積極的に発信・周知し、利用促進を図る。

④年休の取得促進

≪学校≫

・年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め、教職員の積極的な取得を促すとともに、長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

⑤早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を促進するために環境整備

≪教育委員会事務局≫

・早出遅出勤務制度、テレワーク制度の導入について、可能か否かの検討を行う。

⑥勤務間インターバルの確保

≪学校≫

・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取組む。

5　関連する取組、今後のフォローアップについて

（1）関連する取組、フォローアップ

・教職員定数の改善及びスクール・サポート・スタッフの配置拡充等人的資源の拡充について、引き続き県に要望していく。

・取組の確実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、町全体の状況を毎年度町のホームページで公開するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導を実施する。

・本計画の趣旨や取組内容について、保護者・地域住民への理解を得るため、各学校の学校運営協議会の委員等に対し、コミュニティ・スクールの観点からその趣旨を説明し、理解と協力を求める。

・